

○中央区自転車の放置防止に関する条例

昭和六十三年十二月一日
条例第四十八号

中央区自転車の放置防止に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 自転車の放置防止(第九条—第十四条)
- 第三章 区立駐輪場(第十五条—第二十五条)
- 第四章 雜則(第二十六条・第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、道路、公園等の公共の場所(以下「公共の場所」という。)における自転車の放置を防止することにより、交通の安全及び円滑な通行並びに災害時の防災活動の場を確保し、もつて区民の良好な生活環境の維持、向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 駐輪場 一定の区画を限つて設置される自転車の駐車のための施設をいう。
- 三 放置 自転車の利用者が当該自転車を離れて直ちに移動させることができない状態をいう。
- 四 撤去 放置されている自転車を一定の場所に移送することをいう。
- 五 一時利用 時間を単位として区規則で定める利用時間を限度とする一回の利用をいう。
- 六 定期利用 月を単位として十二月を超えない範囲の期間を利用期間とする利用をいう。

(一部改正〔平成七年条例一四号・八年一六号・二七年四一号〕)

(区の責務)

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、自転車の放置防止に関する啓発、駐輪場の設置その他必要な施策の実施に努めなければならない。

(一部改正〔平成八年条例一六号・一二年四四号〕)

(区民の責務)

第四条 区民は、自転車の安全で秩序ある利用に関する意識を高めるよう努めるとともに、区が実施する自転車の放置防止及び適正利用に関する施策(以下「区の施策」という。)に積極的に協力しなければならない。

(自転車利用者等の責務)

第五条 自転車の利用者及び所有者(以下「利用者等」という。)は、自転車を適正に管理し、公共の場所に自転車を放置しないよう努めるとともに、区の施策に積極的に協力しなければならない。

2 自転車の所有者は、自己の所有する自転車の見やすい位置に住所、氏名等を明記するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成七年条例一四号〕)

(鉄道事業者の責務)

第六条 鉄道事業者は、その利用者の利便に供するために自ら駐輪場を設置するよう努めなければならない。

2 鉄道事業者は、区が駐輪場を設置しようとするときは、その用地の提供に努めるとともに、区の施策に積極的に協力しなければならない。

(一部改正〔平成八年条例一六号〕)

(自転車の小売を業とする者の責務)

第七条 自転車の小売を業とする者は、防犯登録の勧奨に努めるとともに、区の施策に積極的に協力しなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第八条 公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために必要な駐輪場を設置するよう努めるとともに、区の施策に積極的に協力しなければならない。

(一部改正〔平成八年条例一六号〕)

第二章 自転車の放置防止

(放置禁止区域の指定等)

第九条 区長は、自転車が放置されることにより良好な生活環境が阻害されると認められ、かつ、駐輪場が整備された地域において、自転車の放置を禁止する区域(以下「放置禁止区域」という。)を指定することができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は解除することができる。

3 区長は、前二項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更し、若しくは解除したときは、区規則で定めるところにより告示しなければならない。

4 区長は、放置禁止区域を指定し、又は変更したときは、自転車の利用者等に対し、放置禁止区域を周知するとともに、当該区域内に自転車を放置することのないよう指導するものとする。

(一部改正〔平成八年条例一六号〕)

(自転車の放置禁止)

第十条 自転車の利用者等は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車に対する措置)

第十一條 区長は、前条の規定に違反して、放置禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

(一部改正〔平成七年条例一四号〕)

(放置禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第十二条 区長は、放置禁止区域外の公共の場所において自転車の放置により良好な生活環境が阻害されていると認めるときは、自転車の利用者に対し、これを放置することのないよう指導するものとする。

2 区長は、前項に規定する措置を講じてもなお自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。この場合において、区長は、あらかじめ撤去する旨を周知しなければならない。

(一部改正〔平成七年条例一四号〕)

(撤去した自転車に対する措置)

第十三条 区長は、第十一條又は前条第二項の規定により自転車を撤去したときは、当該自転車を区規則で定める期間保管するとともに、速やかにその旨を告示しなければならない。ただし、当該自転車が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、区長は、直ちに当該自転車を処分することができる。

2 区長は、前項の期間中自転車の利用者等の確認に努めるものとし、確認ができた自転車については、その利用者等に速やかに引き取るよう通知するものとする。

3 区長は、前二項の措置を講じてもなお自転車を返還することができない場合は、当該自転車を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車について買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、区長は、当該自転車を処分することができる。

4 区長は、前項の規定により売却した自転車の利用者等が第一項の規定による告示の日から起算して六月以内に判明したときは、その売却した代金を返還するものとする。

(一部改正〔平成七年条例一四号〕)

(撤去等に要した費用)

第十四条 区長は、第十一條又は第十二条第二項の規定による自転車の撤去及び前条第一項の規定による自転車の保管に要した費用として自転車一台につき三千円を、当該自転車を返還するとき、又は同条第四項に規定する代金を返還するときに、当該自転車の利用者等から徴収することができる。

2 区長は、当該自転車が盜難により放置されていたことが明らかなとき、その他特別の理由があると認めるとときは、前項の費用を免除することができる。

(一部改正〔平成七年条例一四号・二六年二五号〕)

第三章 区立駐輪場

(一部改正〔平成八年条例一六号〕)

(設置)

第十五条 自転車利用者の利便に供するとともに、自転車の放置防止に資するため、区に中央区立駐輪場(以下「区立駐輪場」という。)を設置する。

2 区立駐輪場の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

(一部改正〔平成四年条例三一号・八年一六号・二六年二五号〕)

(一時利用を行う区立駐輪場等)

第十五条の二 一時利用を行う区立駐輪場は、区規則で定める。

2 区立駐輪場の一時利用をする者は、区規則で定める方法により、自転車を駐車しなければならない。

(追加〔平成二七年条例四一号〕)

(定期利用をすることができる者)

第十六条 区立駐輪場(中央区立八重洲二丁目地下駐輪場を除く。以下この条、第十七条の二第一項及び別表第二において同じ。)の定期利用をすることができる者は、次の要件を満たす者とする。ただし、区長が特に認める者は、この限りでない。

一 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有し、又は区内に通勤し、若しくは通学していること。

二 区内の住所又は区内の勤務先若しくは通学先が、区立駐輪場の最寄りの駅から区規則で定める距離以上離れていること。

(一部改正〔平成八年条例一六号・二七年四一号・令和四年三二号〕)

(利用の承認)

第十七条 区立駐輪場を利用しようとする者は、区規則で定めるところによりあらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区立駐輪場の利用を承認してはならない。

- 一 区規則で定める区立駐輪場の収容台数を超えるとき。
- 二 自転車の構造又は規格が、区立駐輪場の構造又は設備に適合しないとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区立駐輪場の管理上区長が支障があると認めるとき。
(一部改正〔平成八年条例一六号・二二年三一号・二六年二五号・二七年四一号〕)
(利用者カード等の交付等)

第十七条の二 区長は、定期利用の承認に係る区立駐輪場が、中央区立銀座六丁目地下駐輪場及び中央区立人形町二丁目地下駐輪場以外の駐輪場である場合にあつては区規則で定める利用者カードを、中央区立銀座六丁目地下駐輪場又は中央区立人形町二丁目地下駐輪場である場合にあつては区規則で定める利用者識別カード(中央区立銀座六丁目地下駐輪場又は中央区立人形町二丁目地下駐輪場の定期利用の承認を受けた者及び自転車を識別するための集積回路を埋め込んだカードをいう。第三項において同じ。)及び利用者識別札(中央区立銀座六丁目地下駐輪場又は中央区立人形町二丁目地下駐輪場の定期利用に係る自転車を識別するための集積回路を埋め込んだ札をいう。第三項において同じ。)を、定期利用の承認を受けた者(以下「定期利用者」という。)に対し交付するものとする。

- 2 区長は、中央区立銀座六丁目地下駐輪場の一時利用をしようとする者(以下「一時利用者」という。)に対し、区規則で定める利用者識別カード(中央区立銀座六丁目地下駐輪場の一時利用に係る自転車を識別するための集積回路を埋め込んだカードをいう。)及び利用者識別札(中央区立銀座六丁目地下駐輪場の一時利用に係る自転車を識別するための集積回路を埋め込んだ札をいう。)を交付するものとする。
- 3 定期利用者は、利用者カード、利用者識別カード又は利用者識別札を紛失し、又は毀損したときは、直ちに区長に届け出て、再交付を受けなければならない。
- 4 区長は、第二項の規定による交付及び前項の再交付に要した費用を区規則で定めるところにより、一時利用者又は定期利用者から徴収することができる。

(追加〔平成二二年条例三一号〕、一部改正〔平成二六年条例二五号・二七年四一号・二八年四八号〕)
(利用の承認の取消し)

第十八条 区長は、区立駐輪場を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- 一 偽り又は不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- 二 この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
- 三 区立駐輪場の管理運営上、区長が特に必要と認めるとき。

(一部改正〔平成八年条例一六号・二二年三一号・二六年二五号・二七年四一号〕)
(使用料)

第十九条 区立駐輪場の一時利用をする者は、二時間を超える利用時間八時間までごとにつき百五十円を超えない範囲内において区規則で定める使用料を利用を終了する際に納付しなければならない。

- 2 定期利用者は、別表第二に定める額の範囲内において区規則で定める使用料を利用を開始するときまでに納付しなければならない。

(全部改正〔平成二七年条例四一号〕)

(定期利用に係る使用料の減免)

第十九条の二 区長は、特別の理由があると認めるときは、区規則で定めるところにより前条第一項に定める使用料の額を減額し、又は免除することができる。

(追加〔平成二六年条例二五号〕、一部改正〔平成二七年条例四一号〕)

(使用料の不還付)

第十九条の三 既納の使用料は還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(追加〔平成二六年条例二五号〕)

(利用権の譲渡等の禁止)

第二十条 定期利用者は、その利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(全部改正〔平成二六年条例二五号〕、一部改正〔平成二七年条例四一号〕)

(禁止行為)

第二十一条 区立駐輪場では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の自転車の駐車を妨げること。
- 二 区立駐輪場の施設若しくは附帯設備又は駐車中の自転車をき損し、又は汚損すること。
- 三 指定された場所以外に自転車を駐車すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区立駐輪場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(一部改正〔平成八年条例一六号〕)

(撤去及び保管)

第二十二条 区長は、区立駐輪場内において次の各号のいずれかに該当する自転車があるときは、これを撤去し、保管することができる。

- 一 当該区立駐輪場の利用の承認に係る自転車でないもの

二 前号に掲げるもののほか、区立駐輪場を利用する者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わずに区立駐輪場を利用している自転車で、区長が区立駐輪場の管理上撤去を必要と認めるもの

(一部改正〔平成七年条例一四号・八年一六号・二六年二五号・二七年四一号〕)

(準用)

第二十三条 第十三条及び第十四条の規定は、前条の規定に基づき撤去した自転車について準用する。

(一部改正〔平成七年条例一四号〕)

(利用の休止)

第二十四条 区長は、区立駐輪場の整備その他必要があるときは、区立駐輪場の利用を休止することができる。

(一部改正〔平成八年条例一六号〕)

(損害賠償)

第二十五条 区立駐輪場を利用する者は、区立駐輪場の利用に際しその施設又は附帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるとときは、賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔平成八年条例一六号・二六年二五号・二七年四一号〕)

第四章 雜則

(関係機関との協議等)

第二十六条 区長は、この条例の規定する施策を実施するため必要と認めるときは、関係機関と協議するとともに、当該関係機関に協力を要請することができる。

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則(平成四年六月二六日条例第三一号)

この条例は、平成四年七月二十日から施行する。

附 則(平成七年三月二二日条例第一四号)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に保管された自転車に対する措置については、なお、従前の例による。

附 則(平成八年三月二九日条例第一九号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。ただし、附則の次に別表を加える改正規定中東京都中央区立浜町公園地下駐輪場に係る部分の施行期日は、区規則で定める。

(平成八年規則第三一号で、東京都中央区自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例(平成八年三月東京都中央区条例第十六号)附則ただし書に規定する改正規定(東京都中央区立浜町公園地下駐輪場に係る部分に限る。)は平成八年六月一日から施行)

附 則(平成九年三月三一日条例第一六号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年一一月三〇日条例第五〇号)

この条例の施行期日は、区規則で定める。

(平成一〇年規則第四七号で平成一一年一月一日から施行)

附 則(平成一二年九月二九日条例第四四号)

この条例の施行期日は、区規則で定める。

(平成一二年規則第五七号で平成一二年一二月一二日から施行)

附 則(平成一四年三月二八日条例第一二号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年六月二八日条例第二五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年三月三〇日条例第一三号)

この条例の施行期日は、区規則で定める。

(平成一七年規則第二六号で平成一七年四月一日から施行)

附 則(平成一七年六月一七日条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成一九年三月二二日条例第二〇号)

この条例の施行期日は、区規則で定める。

(平成一九年規則第四二号で平成一九年七月一日から施行)

附 則(平成二〇年三月三一日条例第一〇号)

この条例は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則(平成二〇年一一月二八日条例第三七号)

- 1 この条例の施行期日は、区規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成二一年規則第一号で平成二一年四月一日から施行)
- 2 この条例による改正後の中央区自転車の放置防止に関する条例の規定による利用登録に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成二一年一〇月一九日条例第二〇号)

- 1 この条例の施行期日は、区規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成二一年規則第四二号で平成二一年一一月一日から施行)
- 2 この条例による改正後の中央区自転車の放置防止に関する条例の規定による利用登録に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成二一年一二月四日条例第二五号)

- 1 この条例の施行期日は、区規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成二二年規則第一号で平成二二年三月一日から施行)
- 2 この条例による改正後の中央区自転車の放置防止に関する条例の規定による利用登録に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成二二年六月三〇日条例第三一号)

- 1 この条例の施行期日は、区規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成二二年規則第四二号で平成二二年一二月一日から施行)
- 2 この条例による改正後の中央区自転車の放置防止に関する条例の規定による利用登録及び利用者識別カード等の交付に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成二二年一二月七日条例第四二号)

- 1 この条例の施行期日は、区規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成二三年規則第二号で平成二三年三月一日から施行)
 - 2 この条例による改正後の中央区自転車の放置防止に関する条例の規定による利用登録に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 附 則(平成二六年一〇月一七日条例第二五号)
- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
 - 2 この条例の施行前になされた平成二十七年四月一日以後の中央区立駐輪場の利用に係る承認等の決定その他必要な行為は、この条例による改正後の中央区自転車の放置防止に関する条例(以下「新条例」という。)の相当規定によってなされたものとみなす。
 - 3 新条例第十四条の規定は、平成二十七年四月一日以後に撤去した自転車について適用する。

附 則(平成二七年一〇月一九日条例第四一号)

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(平成二七年規則第七一号で平成二八年一月五日から施行)

附 則(平成二八年一一月三〇日条例第四八号)

- 1 この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成二九年規則第二号で平成二九年四月一日から施行)
- 2 この条例による改正後の中央区自転車の放置防止に関する条例別表第一に規定する中央区立銀座六丁目地下駐輪場の利用に係る承認等の決定その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成三〇年六月二九日条例第三四号)

- 1 この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成三〇年規則第三九号で平成三〇年九月一日から施行)
- 2 この条例による改正後の中央区自転車の放置防止に関する条例別表第一に規定する中央区立日本橋二丁目地下駐輪場の利用に係る承認等の決定その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和四年一〇月一四日条例第三二号)

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(令和四年規則第三二号で令和四年一一月一日から施行)

別表第一(第十五条関係)

(追加〔平成八年条例一六号〕、一部改正〔平成一〇年条例五〇号・一二年四四号・一四年一二号・二五号・一七年一三号・一九年二〇号・二〇年一〇号・三七号・二一年二〇号・二五号・二二年三一号・四二号・二六年二五号・二八年四八号・三〇年三四号・令和四年三二号〕)

名称	位置
中央区立八重洲二丁目地下駐輪場	東京都中央区八重洲二丁目一番四号
中央区立銀座六丁目地下駐輪場	東京都中央区銀座六丁目十番一号先
中央区立入船橋駐輪場	東京都中央区明石町一番三十四号
中央区立築地市場駅地下駐輪場	東京都中央区築地五丁目一番一号先

中央区立備前橋第一駐輪場	東京都中央区築地七丁目一番十五号
中央区立備前橋第二駐輪場	東京都中央区築地七丁目五番十四号
中央区立備前橋第三駐輪場	東京都中央区築地七丁目五番十六号
中央区立八丁堀第一駐輪場	東京都中央区八丁堀四丁目五番十四号
中央区立八丁堀第二駐輪場	東京都中央区八丁堀四丁目十一番二十四号
中央区立人形町一丁目駐輪場	東京都中央区日本橋人形町一丁目十二番十一号先
中央区立人形町通り駐輪場	東京都中央区日本橋人形町一丁目十四番八号先、十六番八号先、十七番八号先及び十八番八号先並びに同二丁目一番三号先、三番一号先、四番一号先及び六番三号先
中央区立人形町二丁目地下駐輪場	東京都中央区日本橋人形町二丁目十二番一号
中央区立人形町三丁目駐輪場	東京都中央区日本橋人形町三丁目八番一号先
中央区立蛎殻町駐輪場	東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一番一号先
中央区立箱崎町駐輪場	東京都中央区日本橋箱崎町二十四番二号
中央区立清杉通り駐輪場	東京都中央区日本橋横山町九番七号先並びに東京都中央区東日本橋二丁目一番三号先、同番五号先、二番五号先、十五番五号先及び同番六号先並びに同三丁目七番十六号先及び十一番九号先
中央区立浜町公園地下駐輪場	東京都中央区日本橋浜町二丁目五十九番四号
中央区立日本橋二丁目地下駐輪場	東京都中央区日本橋二丁目十番八号先
中央区立茅場町駐輪場	東京都中央区日本橋茅場町二丁目十七番十三号
中央区立月島駅前第一駐輪場	東京都中央区月島二丁目一番一号先
中央区立月島駅地下駐輪場	東京都中央区月島二丁目十番三号先
中央区立勝どき駅地下駐輪場	東京都中央区勝どき一丁目九番四号先

別表第二(第十九条関係)

(追加〔平成二六年条例二五号〕、一部改正〔平成二七年条例四一号〕)

定期利用者		期間	使用料
区民	学生以外の者	一月	一、八〇〇円
		二月	三、六〇〇円
		三月	四、八〇〇円
		四月	六、六〇〇円
		五月	八、四〇〇円
		六月	九、六〇〇円
		七月	一一、四〇〇円
		八月	一三、二〇〇円
		九月	一四、四〇〇円
		十月	一六、二〇〇円
		十一月	一八、〇〇〇円
		十二月	一九、二〇〇円
	学生	一月	一、二〇〇円
		二月	二、四〇〇円
		三月	三、〇〇〇円
		四月	四、二〇〇円
		五月	五、四〇〇円
		六月	六、〇〇〇円
		七月	七、二〇〇円
		八月	八、四〇〇円
		九月	九、〇〇〇円
		十月	一〇、二〇〇円
		十一月	一一、四〇〇円

		十二月	一二、〇〇〇円
区民以外の者	一月	二、四〇〇円	
	二月	四、八〇〇円	
	三月	六、六〇〇円	
	四月	九、〇〇〇円	
	五月	一一、四〇〇円	
	六月	一三、二〇〇円	
	七月	一五、六〇〇円	
	八月	一八、〇〇〇円	
	九月	一九、八〇〇円	
	十月	二二、二〇〇円	
	十一月	二四、六〇〇円	
	十二月	二六、四〇〇円	

備考

- 一 この表における期間は、区立駐輪場を利用する期間が一月末満であるときは一月とし、その期間に一月末満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。
- 二 この表において「学生」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第一百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。